

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書		
(フリガナ) 氏 名 (生年月日 年 月 日)	証書番号	第 号
住 所 宝塚市 電話番号（携帯）		
次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えて提出してください。 (1) 就業している又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。 (2) 障害^{しょうがい}の状態にある。 (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 () により就業することが困難である。 (4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 () により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。		
上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 宝 塚 市 長 あて		
※ 受 理 年 月 日 第 号		
備 考		

◎ 裏面に記載の添付書類を添えて提出してください。

◎ 注意事項については市ホームページ（ID:1000526）に記載されています。

◎ ※の欄には記入する必要はありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に添付する関係書類

提出期限までに提出がなかった場合、手当が約2分の1に減額されます。
なお、減額された部分については、遡って支給されませんのでご注意ください。

【添付する関係書類】※令和8年6月から8月までの間の状況が分かるものを提出して下さい。

★勤務先の健康保険証又は給与明細書（手書きではなく印字されたもの）をお持ちの方は、
オンライン申請（別紙のQRコード）にて写しをアップロードしてください。（郵送・持参も可）
オンラインでアップロードする場合、この用紙の裏面の届出書は提出不要です。

※国民健康保険証はご提出いただけません。

※給与明細書は会社名、受取月、受取人、金額がすべて印字されているものに限りです。

手書きの給与明細書はご提出いただけません。

市HP



【オンライン申請以外の場合】

宝塚市児童扶養手当のホームページ（右記）から、下記のいずれかの書式をダウンロードし
必要事項を記入のうえ、この用紙（裏面の届出書を記入）とともに郵送または子育て応援課
へ持参してください。（子育て応援課へ来庁いただく場合は書式を用意しております。）

① 就業している。

《下記（1）（2）のいずれかを添付してください》

- （1）雇用されている場合
雇用証明書（市HP）⇒ 勤務先へ提出し、証明を受けたもの。（会社印等を押印）
- （2）自営業の場合 ※①と②の両方が必要です
 - ①自営業従事申告書（市HP）⇒ 記入し添付。
 - ②営業許可書、確定申告書、経理帳簿などの自営業であることを確認できる書類の写し

② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。

《求職活動等申告書（市HP）を記入のうえ、下記のいずれかを添付してください。》

- （1）求職活動支援機関等利用証明書（市HP）⇒ 母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、民間職業紹介所の求職登録、労働者派遣会社の労働者派遣登録が有効であることに加え、求職活動を2回以上行った後に、各機関へ提出し、証明を受けたもの。
- （2）採用選考証明書（市HP）⇒ 募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考（面接）を受けた事業所等へ提出し、証明を受けたもの。
- （3）在学証明書 ⇒ 職業能力の開発及び向上の為に通っている専修学校等、養成機関で証明を受けたもの。

③ 障害、負傷または疾病等の理由により就業することができない。

《下記のいずれかの写しを添付してください。》 ※有効期限内のもの

- （1）障害 ⇒ 身体障害者手帳（1～3級）・療育手帳（A）・精神障害者保健福祉手帳（1,2級）
- （2）負傷/疾病 ⇒ 特定疾患医療受給者証・特定疾病療養受療証・特定医療費（指定難病）受給者証
- （3）要介護状態 ⇒ 介護保険被保険者証（要介護1～5）

※上記の状態と同様であるにも関わらず、手帳などを所持していない場合は、診断書（市HP）

④ 児童または親族の介護をおこなう必要があるため就業することができない。

《介護の申立書（市HP）を記入のうえ、下記のいずれかの写しを添付してください。》 ※有効期限内のもの

- （1）障害 ⇒ 身体障害者手帳（1～3級）・療育手帳（A）・精神障害者保健福祉手帳（1,2級）
- （2）負傷/疾病 ⇒ 特定疾患医療受給者証・特定疾病療養受療証・特定医療費（指定難病）受給者証
- （3）要介護状態 ⇒ 介護保険被保険者証（要介護1～5）

※お住まいの地域の民生児童委員の署名が必要です。不明な場合は子育て応援課へお電話ください。